

福岡県農地防災・災害アドバイザー協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、福岡県農地防災・災害アドバイザー協会（以下「アドバイザー協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザー協会は、福岡県農地防災・災害支援協議会（以下「支援協議会」という。）の構成団体として、平時の防災点検や災害時の災害復旧指導を地元の要請に基づき実施し、農地・農業用施設等の防災や被災施設の早期復旧に向けた支援を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 アドバイザー協会の会員は、福岡県農地防災・災害アドバイザーの認定を受けた者とする。

2. 会員は、福岡県農地防災・災害支援協議会幹事会支部（以下、「支部」という。）に所属し、支部毎に正副の代表（以下、「代表アドバイザー」という。）を選出する。

(事務局)

第4条 アドバイザー協会の庶務は、支援協議会の事務局が行う。

第2章 事 業

(事業の種類)

第5条 アドバイザー協会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 支援協議会の要請に基づく防災点検、災害復旧の活動に関すること。
- 2) 農地防災・災害に係わる研修会に参加し、技術向上を図ること。

3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員の種類及び職務)

第6条 アドバイザー協会に次の役員を置く。

- 1) 会長1名、副会長2名以内、理事12名以内とする。
- 2) 会長は、アドバイザー協会を代表し会務を統括するとともに、支援協議会の委員を兼務する。
- 3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 4) 理事は、アドバイザー協会が円滑に運営されるよう会長を補佐する。

(役員を選任及び任期)

第7条 役員を選任及び任期について次のとおり定める。

- 1) 会長は、役員会で会員の中から推薦し、会員総会で承認を得るものとする。
- 2) 理事は、第3条第2項に定める各支部の代表アドバイザーとし、副会長は、理事から選出する。
- 3) 役員任期は、会員総会で選任された日より2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 4) 役員に欠員が生じたときは、これを補う。補欠役員任期は、前任者の残存期間、若しくは次回の会員総会までとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第8条 アドバイザー協会の会議は、会員総会及び役員会とする。

(会員総会)

第9条 会員総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時会員総会を開催することができる。

2. 臨時会員総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の請求が

あった場合にすみやかに開催する。

(会員総会の招集)

第10条 会員総会は会長が招集し、会長が議長を務める。

(会員総会の議決)

第11条 会員総会は、委任状を含めた会員総数の過半数により成立し、出席会員数の過半数の賛成により議決する。

(会員総会の決議事項)

第12条 会員総会の決議事項は、次の通りとする。

- 1) 事業計画及び事業報告の承認
- 2) 役員を選任
- 3) 規約の改廃
- 4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の招集)

第13条 役員会は会長が招集し、会長が議長を務める。

(役員会の議決)

第14条 役員会は、出席役員の3分の2以上の賛成により議決する。

(役員会の決議事項)

第15条 役員会は、総会で決定された事業計画に基づき、本会の運営に関する事項を決議する。

第5章 付 則

(本規約の施行)

第16条 本規約は、平成24年5月22日より施行する。